

○「証券振替決済口座管理規定」新旧対比表 ※変更箇所は下線部分

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|--|
| <p>第5条(当行への届出事項)</p> <p>証券振替決済口座開設申込書に記載された住所、氏名若しくは名称等、共通番号をもって、お届出の住所、氏名若しくは名称等、共通番号とします。 <u>この取引における届出の印鑑は、別に当行に届出たこの取引についての指定預金口座(以下、指定預金口座)といひます。)の届出の印鑑とします。</u> <u>ただし、投資信託取引においては届出の印鑑はありません。</u></p> | <p>第5条(当行への届出事項)</p> <p>証券振替決済口座開設申込書に記載された住所、氏名若しくは名称等、共通番号をもって、お届出の住所、氏名若しくは名称等、共通番号とします。</p> |
| <p>第6条(振替の申請)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、<u>届出の印章により記名(又は署名)押印してご提出ください。ただし、投資信託取引に係る依頼書に押印は不要です。</u></p> | <p>第6条(振替の申請)</p> <p>2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当行所定の日までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入し、<u>署名または記名のうえご提出ください。</u></p> |
| <p>第14条(届出事項の変更手続き)</p> <p>印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「<u>印鑑証明書</u>」、「<u>戸籍抄本</u>」、「<u>住民票</u>」、その他当行が必要と認める書類をご提出願うことがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の<u>印影</u>・住所・氏名若しくは名称等をもって届出の<u>印鑑</u>・住所・氏名若しくは名称等とします。</p> | <p>第14条(届出事項の変更手続き)</p> <p>氏名若しくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「<u>戸籍抄本</u>」、「<u>住民票</u>」、その他当行が必要と認める書類をご提出願うことがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の住所・氏名若しくは名称等をもって届出の住所・氏名若しくは名称等とします。</p> |
| <p>第20条(免責事項)</p> <p>当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)第14条第1項による届出の前に生じた損害</p> | <p>第20条(免責事項)</p> <p>当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>(1)第14条第1項による届出の前に生じた損害</p> |

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により有価証券の記録等が滅失等した場合、又は第12条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(2) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(3) 前号の事由により有価証券の記録等が滅失等した場合、又は第12条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(4) 第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

※第20条（免責事項）は、(2) (3) の文章を削除し、(4) (5) (6) の付号を(2) (3) (4) に変更します。